

著作権	判決年月日	令和6年6月26日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和5年(ネ)第10102号		

○ 動画の著作物であるファイルをピースに細分化した上、ネットワークに参加する端末（ピア）同士でピースの交換等を行うことで最終的にファイル共有を実現する仕組み（ビットトレント）の下で、あるピアがピースをアップロードすることが可能であることを他のピアに向けて確認する通信（UNCHOK E通信）をもって特定される発信者情報は、当該保有ピース自体での再生ができない場合であっても、また、当該通信が送信可能化惹起行為（著作権法2条1項9号の5イ、ロ）そのものに当たらなくても、権利（送信可能化権）の侵害に係る発信者情報に該当するとして、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求が認められた事例

（事件類型） 発信者情報開示、著作権 （結論） 原判決取消

（関連条文） 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）5条1項、著作権法2条1項9号の5イ、ロ、23条1項

（原判決） 東京地方裁判所令和5年（ワ）第70005号判決

判 決 要 旨

1 事案の要旨

本件で問題となっているビットトレントとは、ファイルをピースに細分化した上、ネットワークに参加する端末（ピア）同士でピースの交換等を行うことで最終的にファイル共有を実現するP2P方式のファイル共有プロトコルである。

本件は、動画の著作権者であるXが、氏名不詳の被疑侵害者らがビットトレントを利用して動画著作物の送信可能化権を侵害したことが明らかであるとして、アクセスプロバイダであるYに対し、プロバイダ責任制限法5条1項に基づき、UNCHOK E通信（あるピアがピースをアップロードすることが可能であることを他のピアに向けて確認する通信）に係る発信者情報の開示を求めた事案である。

原判決は、当該通信は著作物を送信可能化する行為に該当しないとして、Xの請求を棄却した。これに対し、Xが控訴したところ、本判決は以下のとおり判示して原判決を取り消し、Xの請求を認容した。

2 権利侵害の明白性（プロバイダ責任制限法5条1項1号）の充足について

(1) 本件各発信者は、ビットトレントネットワークに参加する端末上で、UNCHOK E通信の日時において、本件動画の複製ファイル（本件複製ファイル）のピースを保有しており、著作権法2条1項9号の5イ又はロ所定のいずれかの送信可能化惹起行為が行われ、当該ピースを他のピア（公衆）に自動送信で

きる、すなわち自動公衆送信の可能な状態にあったといえる。

著作物たるファイルの自動公衆送信において、元のファイルを分割したり暗号化するなどして送信する仕組みでは、対象となったデータ自体は、映像その他のファイルとして復元・再生できないこともあり得ることも考慮すると、送信されるデータが著作物性の認められる元のファイルの一部を構成するピースであり、かつ、これらピースを集積することで元のファイルに復元・再生することが可能なシステムの一環としてピースの送受信が行われていると認められる場合には、当該ピースの送信をもって公衆送信権（送信可能化権を含む。）の侵害があったと評価すべきである。

- (2) 本件各発信者は、ビットトレントネットワークを形成するピアとして、本件複製ファイルのピースを転送又は交換し合うことで、最終的に本件複製ファイルを構成する全てのピースを取得するという目的に沿って、そのシステムの一環として、ピースの送受信を行っているものであり、当該ピース自体での再生が可能とはいえず、それだけでは表現の本質的特徴を直接感得できないとしても、公衆送信権、送信可能化権の侵害の成立を妨げない。

3 本件発信者情報の「権利の侵害に係る発信者情報」（プロバイダ責任制限法5条1項柱書）該当性について

- (1) 令和3年法律第27号による改正後のプロバイダ責任制限法において、それ自体として権利侵害性のない通信を、特定発信者情報以外の発信者情報の開示請求の手續に安易に乗せるような運用は予定されていないと解されるが、他方、自動公衆送信権の権利保護の実効化を図るため、現実の送信の前段階における準備行為を公衆送信権の侵害行為類型に含めた著作権法23条1項括弧書きの意義が没却されないよう留意が必要である。
- (2) UNCHOKE通信は、送信可能化惹起行為（著作権法2条1項9号の5イ、ロ）そのものには該当しないものの、送信可能化権の侵害は、将来に向けて想定される自動公衆送信の準備が整ったことをもって公衆送信権の侵害類型と位置付けられたものであるから、自動公衆送信が可能な状態が継続している限り、その違法状態は継続していると解するのが相当である。

このような送信可能化権の特性に照らすと、その侵害を理由に発信者情報の開示を求める場合において、「権利の侵害に係る発信者情報」を送信可能化惹起行為そのものの通信に係る発信者情報に限定するべきではない。本件各発信者において保有するピースにつき送信可能化が完了し、引き続き自動公衆送信が可能な状態にあることを明らかにするUNCHOKE通信をもって特定された本件各発信者情報は、「権利の侵害に係る発信者情報」に該当する。